

（その他の灯火等の制限）

第48条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第42条の規定並びに細目告示第62条、第140条及び第218条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5メートル以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

イ 側方灯

ロ 尾灯

ハ 後部霧灯

ニ 駐車灯

ホ 後部上側端灯

ヘ 制動灯

ト 補助制動灯

チ 方向指示器

リ 補助方向指示器

ヌ 非常点滅表示灯

ル 緊急自動車の警光灯

ヲ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

ワ 旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5メートルを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（ホに掲げる灯火を除く。）

カ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯

ヨ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯

タ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

レ 走行中に使用しない灯火

二 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

イ 番号灯

ロ 後退灯

ハ 室内照明灯

ニ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯

ホ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯

ヘ 走行中に使用しない灯火

三 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

四 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備

えてはならない。

五 自動車には、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。

六 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

七 自動車に備える灯火の直射光（前照灯にあっては、すれ違い用前照灯の直射光）又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。

八 第1号イからトまで及び同号ワに掲げる灯火（同号イに掲げる灯火にあっては自動車の両側面の後部に備える赤色のものに限る、同号ニに掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。

九 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300カンデラ以下のものでなければならない。

十 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第8号
二 昭和50年11月30日以前に製作された自動車	第1号、第5号、第8号及び第9号（側方灯に関する部分に限る。）

3 平成23年2月7日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 4.25.の規定は、適用しない。

4 平成29年11月17日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 4.25.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定め

る告示の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第1319号）による改正前の細目告示別添52 4.25.の規定に適合するものであればよい。

- 5 第7条第14項、第12条第12項及び第13項、第13条第17項及び第18項、第14条第21項、第15条第33項及び第34項並びに第20条第25項が適用される自動車に対する細目告示第62条第8項及び第218条第8項の適用については、当分の間、同項ただし書中「及び専ら乗用の用に供する」とあるのは「、専ら乗用の用に供する」と、「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び適用関係告示第15条第33項第2号に規定する標識」とそれぞれ読み替えるものとする。